

議案第75号

宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人情報保護条例新旧対照表（第1条による改正関係）

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報_____を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第10条の2 <u>実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該</p>

保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(7) 略

(訂正請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例に定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(7) 略

(訂正請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例に定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(訂正請求に対する措置)

第33条第1項・第2項 略

(訂正請求に対する措置)

第33条第1項・第2項 略

3 実施機関は、第1項の規定に基づく保有個人情報
の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

宝塚市個人情報保護条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第10条第1項 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>個人</u>の生命、身体又は財産の安全を保護するため、緊急かつやむを得ない合理的な理由のあるとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第10条第1項 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>人</u>の生命、身体又は財産_____を保護するため、緊急かつやむを得ない合理的な理由のあるとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p><u>第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人_____</p>	<p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人</u></p>

_____は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 略

（開示請求の手続）

第18条第1項 略

2 前項の場合において、開示請求をする者は、宝塚市規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人_____

_____であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

（保有個人情報の開示義務）

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示することにより、開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人_____

_____が本人に代わって開示を請求する場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7) 略

（法令との調整等）

第29条 実施機関は、法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報_____

_____が、第27条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定

又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 略

（開示請求の手続）

第18条第1項 略

2 前項の場合において、開示請求をする者は、宝塚市規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

（保有個人情報の開示義務）

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示することにより、開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって

開示を請求する場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7) 略

（法令との調整等）

第29条 実施機関は、法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が、第27条第1項本文

に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定

められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 略

(訂正請求権)

第30条第1項 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

_____は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第31条第1項 略

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、宝塚市規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人

_____であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報

_____が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 略

められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 略

(訂正請求権)

第30条第1項 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第31条第1項 略

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、宝塚市規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

(保有個人情報の利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 略

(保有特定個人情報の利用停止請求権)

(利用停止請求の手續)

第37条第1項 略

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、宝塚市規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人

_____であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第37条第1項 略

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、宝塚市規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(第36条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人、前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

宝塚市個人情報保護条例新旧対照表（第3条による改正関係）

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報_____を自ら利用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条第1項・第2項 略</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定に基づく保有個人情報_____の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)</u>を自ら利用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>情報提供等記録の利用の制限</u>)</p> <p>第10条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために<u>情報提供等記録を自ら利用してはならない。</u></p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条第1項・第2項 略</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定に基づく保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>4 <u>実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u>に対</p>

(保有特定個人情報の利用停止請求権)
第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報_____

_____が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 略

し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有特定個人情報の利用停止請求権)
第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の

各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 略

宝塚市情報公開条例新旧対照表（第4条による改正関係）

現行	改正案
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条第1項 略</p> <p>2 公開請求に係る公文書に記録されている情報が、公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び氏名について、前項第1号の規定により非公開とすることはできない。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条第1項 略</p> <p>2 公開請求に係る公文書に記録されている情報が、公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び氏名について、前項第1号の規定により非公開とすることはできない。</p>

執行機関の附属機関設置に関する条例新旧対照表（附則第2項による改正関係）

（改正案）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市個人情報保護・情報公開審議会	宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)による制度の運営に関する事項、 <u>宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する事項</u> についての調査、審議に関する事務		

（現行）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市個人情報保護・情報公開審議会	宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)に		

		による制度の運営 に関する事項及 び宝塚市情報公 開条例(平成12年 条例第50号)によ る制度の運営に に関する事項につ いての調査、審 議に関する事務		